

被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書

今夏、西日本豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震など災害が相次ぎ、被災者支援の拡充は緊急の課題となっている。

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者の生活の再建を支援することを目的に制定しているが、原則として対象が住宅の全壊・大規模半壊に限定されていることから、支援の対象となるのは西日本豪雨災害でも住宅に被害のあった被災者の一部にすぎない。

被災者からは、生活再建には不十分だとして対象者の拡大や支給額の引上げを求める声が上がっている。また、自治体からも独自負担が重すぎるため国庫補助率の引上げを求める声が上がっている。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、被災者の生活再建への支援をより実態に即したものとするため、被災者生活再建支援制度の拡充を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年10月23日

江東区議会議長 佐藤 信夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
復興大臣
財務大臣

} あて